

事務連絡
令和8年3月9日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区
市町村 } 狂犬病予防担当課 御中
動物愛護管理主管課

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課
環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

狂犬病予防法に基づく犬の登録に係る決済連携機能の利用開始について

平素より狂犬病予防行政及び動物愛護管理行政に御尽力及び御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

「令和6年度地方分権改革に関する提案募集」を受け、希望する市区町村においては、環境省が運営する「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システムにおいて、犬の所有者が犬の情報登録及び登録手数料の納付後、続けて狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）に基づく犬の登録に係る手数料の納付を可能とするため、「犬と猫のマイクロチップ情報登録」システムに「決済連携機能」を追加予定である旨を、これまで、下記2に記載の事務連絡においてお示してきたところです。

この度、当該決済連携機能が利用可能となることから、下記のとおりお知らせいたします。各市区町村におかれては、それぞれのシステムに関する特性を加味した上で、決済連携機能の利用についてご検討いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 決済連携機能の利用開始日

令和8年4月1日

2. 決済連携機能の利用方法や留意事項等

詳細については、以下の事務連絡を参照すること。

- (1) 「狂犬病予防法に基づく犬の登録に係る手数料の収納サイトの利用等について」（令和7年8月21日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当連名事務連絡）
- (2) 「狂犬病予防法に基づく犬の登録に係る手数料の納付サイトのリリース等について」（令和7年12月16日付け厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症

対策課、環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、デジタル庁国民向けサービスグループマイナポータル担当連名事務連絡)

3. 特例制度への参加について

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 47 年法律第 105 号）第 39 条の 7 に規定されている狂犬病予防法の特例制度に参加されていない市区町村においては、当該決済連携機能を利用することで、狂犬病予防法第 4 条第 1 項の規定に基づく手続きに係る犬の所有者の負担軽減が期待されることから、当該特例制度への参加についても併せて検討いただきたい。

以上

【連絡先】

(本通知全般、狂犬病予防法に関して)

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

担当：海老塚、佐々木、都築、山田

TEL：03-3595-2257

(犬と猫のマイクロチップ情報登録における決済連携機能に関して)

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

担当：上田、佐藤（暢）、齋藤

TEL：03-3581-3351